

(2010) 等を中心に消費税率の引き上げを財源として、給付付き税額控除による逆進性緩和策を分析したものが多かった。所得控除制度の廃止を財源とした給付付き税額控除による消費税の逆進性緩和効果の研究には田代(2011; 6-8ページ)がある。消費税率の引き上げで給付の財源を賄う場合、逆進性緩和効果は弱まってしまう可能性がある一方で、所得控除の廃止により給付の財源を賄うと所得税の増税を経験する世帯からの批判を受けるかもしれない。それゆえ、消費税の逆進性緩和策として給付付き税額控除を採用するにしても、いかなる制度設計を行うかが極めて重要となる。本稿では消費税率の引き上げを財源にして一律の給付を行うような税額控除を考えており、このような政策が行われることで逆進性がいかに緩和されるのかを実証分析している。具体的な実証分析の方法と一律の給付付き税額控除による逆進性緩和効果については次の章で述べよう。

8. 給付付き税額控除による消費税負担の緩和効果

本分析では現在行われている年間の生活保護金額に掛かる消費税額を所得階層に関係なく一律に給付を行う税額控除を想定している。給付のための財源については消費税率の引き上げで賄った場合のケースを想定した。また、分析対象にしている世帯は全て勤労者世帯であることから、所得税の還付という形で給付を行う給付付き税額控除をここでは考えている。その理由は低所得者の勤労を促進させるという機能を持たせるために、所得税の支払いを行っていない世帯については給付を控えるべきと考えるためである¹⁰⁾。

具体的な制度設計については、生活保護の月額175,170円(生活保護基準額(1級地標準世帯)改定の年次推移 平成21年金額)に12を掛けた年額約210万円に掛かる消費税額をどの世帯にも給付するもの考えた。分析対象となる2,734世帯から5%の税率で消費税を徴収すると、合計金額は41,006.26万円であった。消費税率を16.67%まで引き上げると、生活保護に掛かる消費税額が $210 \times 0.1667 / 1.1667 \approx 30.01$ 万円となり、約82,034.06万円($30.01 \times 2,734 \approx 82,034.06$ 万円)の給付財源が必要となる。

その一方で、消費税率16.67%下で分析対象となる2,734世帯から集められる税収合計が約123,039.9万円である。結果として、消費税率16.67%で集められた税収123,039.9万円から給付財源82,034.06万円を差し引くと、純粋に約41,005.8万円($123,039.9 - 82,034.06 \approx 41,005.8$ 万円)の税収が発生する。したがって、5%の消費税率で集められたケースと生活保護に掛かる消費税額を一律に給付するような税額控除を行って消費税率を16.67%まで引

10) 現実的には低所得者の場合、種々の所得控除が行われることで所得税を支払う必要性がない世帯も存在するかもしれない。ただ、ここでは収入で考えて所得税を支払う必要がある低所得者世帯にも給付を行う制度設計を考えた。というのも、働いているにもかかわらず低所得者となるワーキングプアーも給付を受ける資格を持つと思われるためである。

き上げたケースとでは税収がほぼ等しくなる。

税収中立で消費税の逆進性が緩和されるならば、このような一律の給付付き税額控除の導入は検討の余地があるものと思われる。もっとも、簡素性を重視したため本分析では世帯の家族構成は考慮に入れていなかった¹¹⁾。一律の給付付き税額控除が行われる前後での各所得階層における消費税負担率は表8-1にまとめてある。

消費税率5%で考えると、最も消費税負担率が低かったのは所得階層が最も高い年間収入2,000万円超世帯の1.201%であったが、逆に最もそれが高かったのは所得階層が最も低い年間収入100万円以上世帯の3.872%であった。したがって、最低所得階層に比べて最高所得階層の方が消費税負担率は2.671 (3.872% - 1.201%) パーセントポイントほど低くなっており、消費税負担は逆進的であると考えられる。

この消費税の逆進性は税率が16.67%まで引き上げられることでさらに強まる。たとえば、消費税率16.67%下で最高所得階層の負担率は3.064%である一方で、最低所得階層のそれは11.62%まで高まってしまう。結果として、消費税率5%下で2.671パーセントポイントしかなかった逆進性が税率16.67%まで引き上げられることで8.556 (11.62% - 3.064%) パーセントポイントまで強まることになる。

さらに、表8-1から給付付き税額控除導入前後で増税となる所得階層と減税となる所得階層とに区別されるのが分かる。具体的には、消費税率が16.67%に引き上げられても年間30.01万円の給付付き税額控除が導入されることで、年間収入500万円以下の世帯にとっては減税となる。これは消費支出の少ない低所得者にとっては、給付を受けることの減税効果の方が16.67%まで消費税率が引き上げられることの増税効果を上回ってしまうからである。

どの所得階層にも30.01万円の給付を行う税額控除を導入することで、最高所得階層の消費税負担率は1.866%となる一方で、最低所得階層のそれは-9.485%となっている。したがって、最低所得階層の方が消費税負担率は低く、一律の給付付き税額控除が行われることで消費税負担率は累進的な構造となっている。もっとも、ここでの分析は世代内にある消費税負担の格差を計測していない。生涯においてどの個人も稼げる時期と稼げない時期の両方を経験することを考えれば、同一世代内にある個人間で消費税の逆進性を計測しなければならない。

ここでは一律の給付付き税額控除を導入することにより、世代内にある消費税の逆進性がどの程度緩和されるのかを分析してみよう。具体的には、被説明変数に消費税率16.67%に

11) 実際のカナダ方式による給付付き税額控除は世帯の家族構成を考慮に入れている。ただ、家族構成も考慮に入れて給付付き税額控除を導入した場合、世帯主以外の家族がどの程度収入を得ているかどうかは税務当局は把握しなければならない。

表 8-1 給付付き税額控除の導入前後による消費税負担率の変化

(単位:万円, %)

年間収入	2000万円超	2000	1800	1700	1600	1500	1400	1300	1200	1100
世帯数	22	12	11	12	21	37	20	52	74	56
消費税負担額(5%)	24.90	25.56	26.54	22.66	21.45	23.04	23.67	22.36	20.70	18.21
消費税負担率(5%)	1.201	1.278	1.468	1.329	1.329	1.530	1.673	1.697	1.715	1.638
消費税負担額(16.67%)	74.71	76.69	79.62	68.00	64.36	69.14	71.02	67.10	62.12	54.64
消費税負担率(16.67%)	3.064	3.834	4.404	3.989	3.988	4.590	5.019	5.091	5.147	4.914
給付額	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01
給付後消費税負担額	44.71	46.68	49.62	37.99	34.36	39.13	41.02	37.10	32.11	24.63
給付後消費税負担率	1.866	2.334	2.748	2.228	2.126	2.600	2.894	2.813	2.659	2.213
増源税額	19.81	21.12	23.08	15.33	12.91	16.09	17.35	14.73	11.41	6.42
年間収入	1000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
世帯数	170	123	227	283	334	356	367	319	188	50
消費税負担額(5%)	18.99	18.39	16.30	16.24	15.62	14.50	12.85	10.65	8.18	5.69
消費税負担率(5%)	1.890	2.018	2.008	2.276	2.540	2.818	3.023	3.256	3.452	3.872
消費税負担額(16.67%)	56.97	55.17	48.92	48.72	46.86	43.52	38.54	31.94	24.54	17.08
消費税負担率(16.67%)	5.671	6.055	6.024	6.830	7.621	8.456	9.072	9.770	10.36	11.62
給付額	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01	30.01
給付後消費税負担額	26.97	25.17	18.91	18.72	16.85	13.51	8.54	1.94	-5.47	-12.93
給付後消費税負担率	2.686	2.762	2.330	2.624	2.736	2.614	1.985	0.546	-2.452	-9.485
増源税額	7.98	6.78	2.61	2.48	1.24	-0.99	-4.31	-8.71	-13.65	-18.62

(出所) 表5-1と同じ。

引き上げると同時に、年間30.01万円の給付を受けた場合の消費税額、説明変数には年間収入を取って対数関数による OLS 回帰分析を試みた。そのうえで、前章と同じように計測された弾性値に基づき一律の給付付き税額控除による逆進性緩和効果を議論する。世代は10歳毎の年齢階級を想定して分析を行っており、具体的なサンプル数については表6-1と同じである。推計の結果は表8-2にまとめてある。

表8-2から分析対象のサンプル全体で考えてみると、年間収入対数の係数は1.093となっており、消費税負担がほぼ比例的であることが分かる。この傾向は20代、30代、40代にも見られており、これらの世代における年間収入対数の係数はそれぞれ1.097、1.093、1.070とほぼ1に等しくなっている。したがって、消費税率を16.67%まで引き上げて、一律の給付付き税額控除を行った場合、20から40代にかけて世代内における消費税の負担構造を比例的にすることが可能となる。

ただ、50代や60代の世代内においては年間収入対数の係数は0.926、0.968と1より小さく、これらの世代内においては一律の給付付き税額控除を行ったとしても、消費税負担構造

表 8-2 給付付き税額控除導入後における世代内対数関数の推計結果

	係数	t 値	決定係数		係数	t 値	決定係数
定数	-4.570***	-14.9	0.192	定数	-3.411***	-6.192	0.147
年間収入	1.093***	23.18		年間収入50代	0.926***	11.18	
定数	-5.050***	-2.942	0.127	定数	-3.865***	-4.679	0.181
年間収入20代	1.097***	3.869		年間収入60代	0.968***	7.669	
定数	-4.640***	-5.31	0.116	定数	-5.900***	-3.542	0.285
年間収入30代	1.093***	7.842		年間収入70代	1.343***	5.153	
定数	-4.331***	-6.864	0.158				
年間収入40代	1.070***	11.12					

(注) ***: 1%有意水準を満たす, **: 5%有意水準を満たす, *: 10%有意水準を満たす。

(出所) 表 5-1 と同じ。

は逆進的になるものと考えられる。逆に、70代の世代内においては年間収入対数の係数が1.343と1より大きく、この世代内においては一律の給付付き税額控除を行うことで消費税の負担構造が累進的なものとなった。このように一律の給付付き税額控除を導入したとしても、世代内にある消費税負担構造の変化は各世代で異なってしまう。したがって、一律の給付付き税額控除の導入後も世代内で残ってしまう逆進性については、生活保護を中心とした格差是正に繋がる社会保障政策の中で改善させる必要があると思われる。

9. おわりに

「社会保障と税の一体改革」を掲げる政府当局は消費税の逆進性緩和策として給付付き税額控除を頻繁に提案するようになってきた。そのため、給付付き税額控除による逆進性緩和効果の分析が八塩・長谷川 (2008), 鈴木 (2010), 橋本 (2010), 高山・白石 (2011) 等を中心として頻繁に行われている。結果として、低所得者のみを対象にした、あるいは一律の給付に関係なく、給付付き税額控除の導入は逆進性緩和に有効であるという見解でほぼ一致したように思える。そのため、短期的な観点から考えると給付付き税額控除による逆進性緩和効果の分析は先行研究により一定の成果が得られたものと考えられよう。

しかし、従来の給付付き税額控除による逆進性緩和効果の分析は短期的な分析が多く、生涯で考えると税負担の格差を計測するのにバイアスが残ってしまう。すなわち、どの個人も生涯において所得の稼げる時期と稼げない時期を経験するということを考慮すれば、生涯を通じて給付付き税額控除による逆進性緩和効果がどの程度あるのかを分析しなければならない。ただ残念なことに、日本ではアメリカにある PSID のような個人を継続的に追ったパネルデータの整備が充実しておらず、生涯を通じた消費税負担の結論が曖昧である。

結果として、生涯所得を完全には計測していないものの、様々な工夫を加えるような形で消費税の負担に関する分析が行われてきた。具体的に、橋本(1993)では生涯的な効用関数から世代内にある消費税負担の格差を分析する一方で、白石(2011)、田代(2012)等では個票データから年齢と所得をクロスしたデータを作成して、世代内にある消費税の逆進性を分析している。ただ、これらの研究の成果として世代内にある逆進性の程度が実証的に確かめられたものの、給付付き税額控除により世代内にある逆進性がどの程度緩和されるかについては分析を行っていない。そのため、本稿では一律の給付付き税額控除が世代内にある消費税の逆進性をどの程度緩和するのかを実証的に明らかにしたつもりである。

実証分析は郵政研究所で調査された『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データを利用している。そのうえで、各世代内にある世帯収入を説明変数、消費税額を被説明変数にした対数関数に基づく弾性値の推計を試みた。ここでは給付付き税額控除の導入前後で被説明変数となる消費税額を変えて推計を行った後、その政策効果がどの程度あるのかについて議論している。

本分析から分析対象となる2,734世帯から消費税率5%で消費税を徴収するケースと、消費税率を16.67%まで引き上げて年間31.04万円となる一律の給付付き税額控除を実施したケースとで税収がほぼ等しくなることが分かった。また、税収中立を仮定して一律の給付付き税額控除を行った場合、分析対象全体をサンプルにした対数関数の推計から1.093の弾性値が得られた。したがって、消費税率を引き上げたとしても一律の給付付き税額控除を行うことで消費税の負担構造を比例的にすることが可能となる。特に、20から40代にかけては弾性値がほぼ1に等しく、世代内にある消費税の負担が逆進的というよりむしろ比例的になることが本分析から確認された。

ただ、50代や60代の世代内においては得られた弾性値が1より小さく、一律の給付付き税額控除を行ったとしても消費税は逆進的なものであると考えられる。逆に、70代の世代内においては得られた弾性値が1より大きく、一律の給付付き税額控除を行うことで消費税の負担構造が累進的なものとなりうる。このように一律の給付付き税額控除を導入したとしても、世代内にある消費税負担構造の変化は各世代で異なってしまうものと考えられる。したがって、一律の給付付き税額控除を導入したとしても、消費税の逆進性が残ってしまう世代内については補足的な社会保障政策が必要なものと考えられる。

もっとも、本分析の結果は幾つかの課題を抱えているのも事実である。具体的には、1. 分析対象にした消費税非課税の範囲に家賃地代を含んでいないこと、2. 給付付き税額控除導入後においては消費税の金額に関するデータを加工したため、得られた分析結果の決定係数が低くなってしまったこと、3. 本稿で想定している給付付き税額控除は家族構成を考慮していないこと、4. 分析に利用した個票データが平成16年度とやや古いこと等の課題が残

っている。これらの課題をクリアーにすることが今後の研究でより重要となろう。

参考文献

- 阿部彩 (2008) 「給付付き税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信茂樹編著『給付付き税額控除—日本型児童税額控除の提言—』中央経済社。
- 大竹文雄・小原美紀 (2005) 「消費税は本当に逆進的か。—負担の「公平性」を考える—」『論座』。
- 加藤寛・横山彰 (1994) 著『税制と税政—改革かくあるべし—』読売新聞社。
- 鎌倉治子 (2010) 「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第678号, 国立国会図書館。
- 下野恵子 (1992) 『資産格差の経済分析』名古屋大学出版会。
- 白石 (2011) 「消費税の負担水準と逆進性」日本財政学会第68回大会報告資料。
- 鈴木将之 (2010) 「消費税率引き上げの逆進性対策—給付つき税額控除は効果的だがその財源に課題—」『Economic Trends マクロ経済分析レポート』。
- 高山憲之・白石浩介 (2011) 「給付つき税額控除による消費税負担の軽減」
http://www.ier.hit-u.ac.jp/pie/stage2/Japanese/d_p/dp2010/dp503/text.pdf#search=給付つき税額控除による消費税負担の軽減 2011年12月3日にアクセス。
- 田代昌孝 (2011) 「消費税負担と給付付き税額控除」『千葉商科大学経済研究所』第32号。
- 田代昌孝 (2012) 「世代間と世代内における消費税負担の分析」『桃山学院大学経済経営論集』第53巻第4号。
- 橋本俊昭・下野恵子 (1994) 『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社。
- 田近栄治・八塩裕之 (2010) 「税収の確保と格差の是正—給付付き税額控除制度の導入—」土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社。
- 橋本恭之 (1993) 「税制改革と世代間・世代内の公平」『第16回日税研究賞入選論文』。
- 橋本恭之 (2010) 「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号, 会計検査院。
- 林宏昭 (1989) 「間接税負担の構造」『四日市大学論集』四日市大学学会第1巻第1・2合併号。
- 林宏昭・橋本恭之 (1993) 「消費項目別の間接税実効税率の推計」『四日市大学論集』第5巻第2号。
- 林宜嗣 (1992) 「消費税の逆進性問題」『総合税制研究』第1号, 納税協会連合会。
- 森信茂樹 (2008) 「給付つき税額控除制度の概要と類型」森信茂樹編著『給付付き税額控除—日本型児童税額控除の提言—』中央経済社。
- 森信茂樹 (2009) 「消費税の逆進性対策を考える」『会計検査研究』第40号, 会計検査院。
- 八塩裕之・長谷川祐一 (2008) 「わが国家計の消費税負担の実態について」ESRI Discussion Paper Series 第196号。
- Andrew, L. (2007), "Earned Income Tax Credits and Labor Supply: New Evidence from a British Natural Experiment", *National Tax Journal*, Vol. 60, No. 2, pp. 205-224.
- Caspersen, E. and G. Metcalf (1994), "Is a Value Added Tax Regressive? Annual Versus Lifetime Incidence Measures", *National Tax Journal*, Vol. 47, No. 4, pp. 731-746.
- Davies, J., Francke, St-Hilaire and J. Whalley (1984) "Some Calculation of Taxation of Lifetime Tax Incidence", *American Economic Review*, Vol. 74, No. 4, pp. 633-649.
- Fullerton, D. and D. L. Rogers (1991), "Lifetime versus Annual Perspectives on Tax Incidence", *National Tax Journal*, Vol. 44, No. 3, pp. 277-287.

- IRS (2002), *Compliance Estimates for Earned Income Tax Credit Claimed on 1999 Returns*.
- Lyon, A. B. and R. M. Schwab (1995) "Consumption Taxes in a Life-Cycle Framework: Are Sin Taxes Regressive?", *Review of Economics and Statistics*, Vol. 77, No. 3, pp. 389-406.
- Maria, C. and A. Levinson (2006), "Labor Supply Effects of the Earned Income Tax Credit: Evidence from Wisconsin's Supplemental Benefit for Families with Three Children", *National Tax Journal*, Vol. 59, No. 4, pp. 781-800.
- Meade, J. E. (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation*, IFS.
- Metcalf, G. E. (1995) "Value-Added Taxation: A Tax Whose Time Has Come? ", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 9, No. 1, pp. 121-140.